

【中小企業等経営強化法】 先端設備等導入計画について

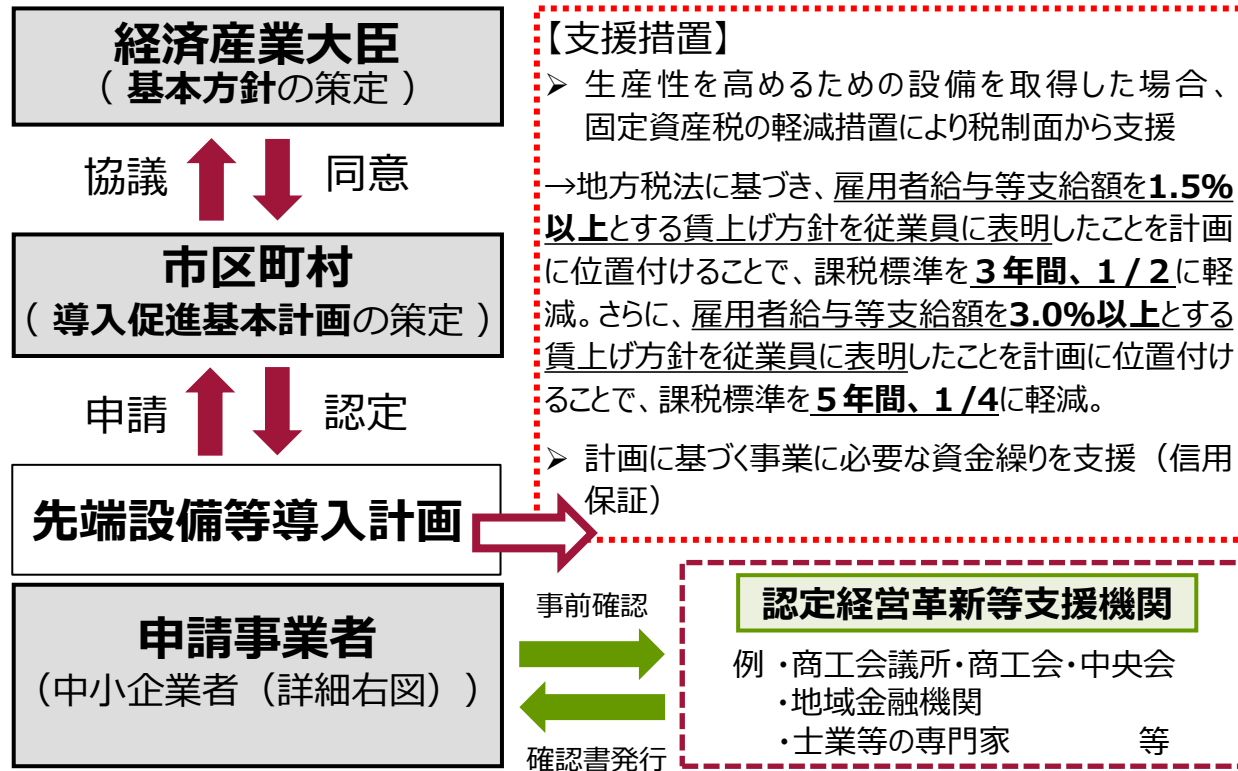
令和7年4月
経済産業省
中小企業庁

本資料は、「中小企業等経営強化法」、「地方税法」(令和7年度税制改正後の先端設備等導入計画に関する固定資産税特例関係)の内容を分かりやすくまとめたものです。

「先端設備等導入計画」の概要

- 「先端設備等導入計画」は、**中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画**。（労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれることが要件）
- この計画は、設備の導入先となる市区町村が「導入促進基本計画」を策定している場合に、当該市区町村から中小企業が認定を受けることが可能。**認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができる。**

～先端設備等導入計画のスキーム～



～計画認定の対象者「中小企業者」～

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業*	3億円以下 900人以下
	ソフトウェア業 又は 情報処理サービス業	3億円以下 300人以下
	旅館業	5千万円以下 200人以下

* 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますので、ご注意ください。

「先端設備等導入計画」の内容

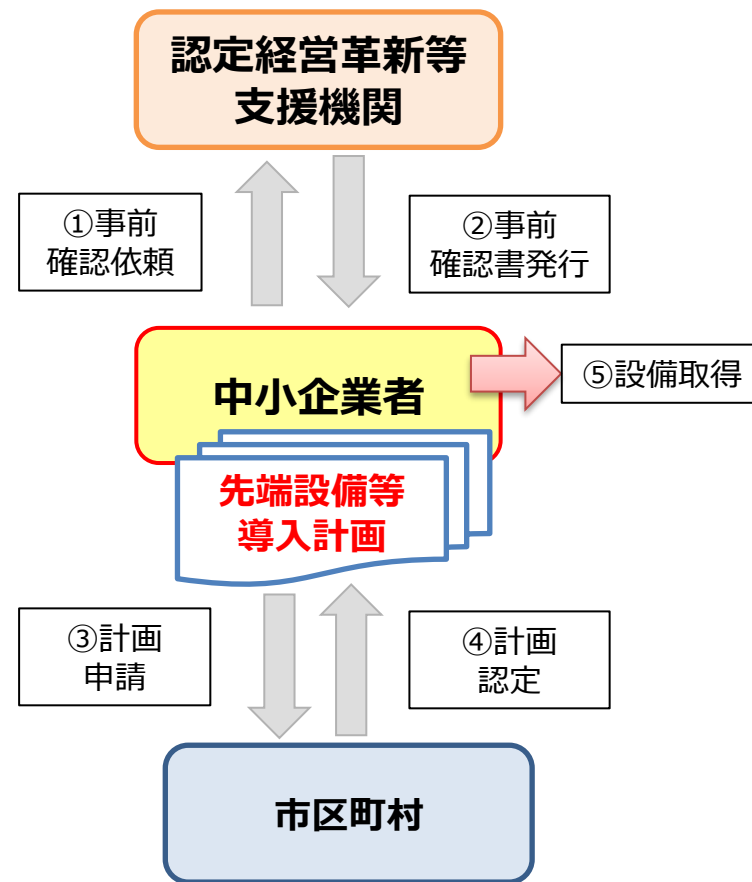
- 中小企業者が、①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備が所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。

○先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	3年間、4年間又は5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度*比で労働生産性が年平均3%以上向上すること *直近の事業年度末 ○算定式 $\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$ (労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	○基本方針及び導入促進基本計画※に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

※市区町村によって、対象設備及び地域等が異なる場合あり

○先端設備等導入計画の認定フロー



(参考)国、市町村及び中小企業者が策定する法定計画等の概要

①基本方針（先端設備等導入計画関係）

主体：国

概要：

1 先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項

一 先端設備等の導入の促進の目標

- ・市区町村内の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態を分析
- ・先端設備等の導入の目標、如何にして生産性の向上を図るかの概略

二 経営指標

- ・市区町村が先端設備等導入計画を認定するに当たっては労働生産性を判断基準に設定
- ・労働生産性の目標伸び率は年平均 3 %以上

【注】労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数 又は 労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したもの

2 先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

一 先端設備等の種類

二 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項（対象地域、対象業種・事業）

三～四 導入促進基本計画及び先端設備等導入計画の期間

3 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

一 地域の特性の活用

二 雇用への配慮

三 認定等に対する配慮

四 中小企業者に対する施策の総合的推進

五 計画の進捗状況についての調査

(参考)国、市町村及び中小企業者が策定する法定計画等の概要

②導入促進基本計画

主体：市町村 ※特別区を含む

項目：

- 1 先端設備等の導入の促進の目標
 - (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等
 - (2) 目標（市町村としての目標）
 - (3) 労働生産性に関する目標（事業者の目標。労働生産性が年平均3%以上向上。）
- 2 先端設備等の種類
- 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項
 - (1) 対象地域
 - (2) 対象業種・事業
- 4 計画期間
 - (1) 導入促進基本計画
 - (2) 先端設備等導入計画
- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

※導入促進基本計画が次のいずれにも該当するものであるときは、国は同意するものとする。

- 国の基本方針に適合するものであること。
- 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 導入促進基本計画の実施が当該市町村の企業の生産性の向上に資するものであること。

(参考)国、市町村及び中小企業者が策定する法定計画等の概要

③先端設備等導入計画

主体：中小企業者

項目：

- 1 名称等
- 2 計画期間
- 3 現状認識
 - (1) 自社の事業概要
 - (2) 自社の経営状況（財務状況や改善すべき項目）
- 4 先端設備等導入の内容
 - (1) 事業の内容及び実施時期（具体的な取組内容、将来の展望）
 - (2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標（現状、計画終了時の目標）
 - (3) 先端設備等の種類及び導入時期
 - ・直接当該事業の用に供する設備として取得する設備の概要
（設備名・型式、導入時期、所在地、設備等の種類、単価、数量、金額 等）
※年平均5%以上とすることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であることを確認する際には、認定経営革新等支援機関が発行する確認書を添付することにより確認。
- 5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法
- 6 雇用に関する事項（賃上げ方針を従業員に表明する場合は、その内容を記載）

※認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、先端設備等導入計画に記載された直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて確認し、確認書を発行。

中小企業者は、当該確認書を添えて市町村へ認定申請。

※市町村は、先端設備等導入計画が次に掲げる基準に適合するときは、その認定をするものとする。

- 基本方針及び導入促進基本計画に適合するものであること。
- 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

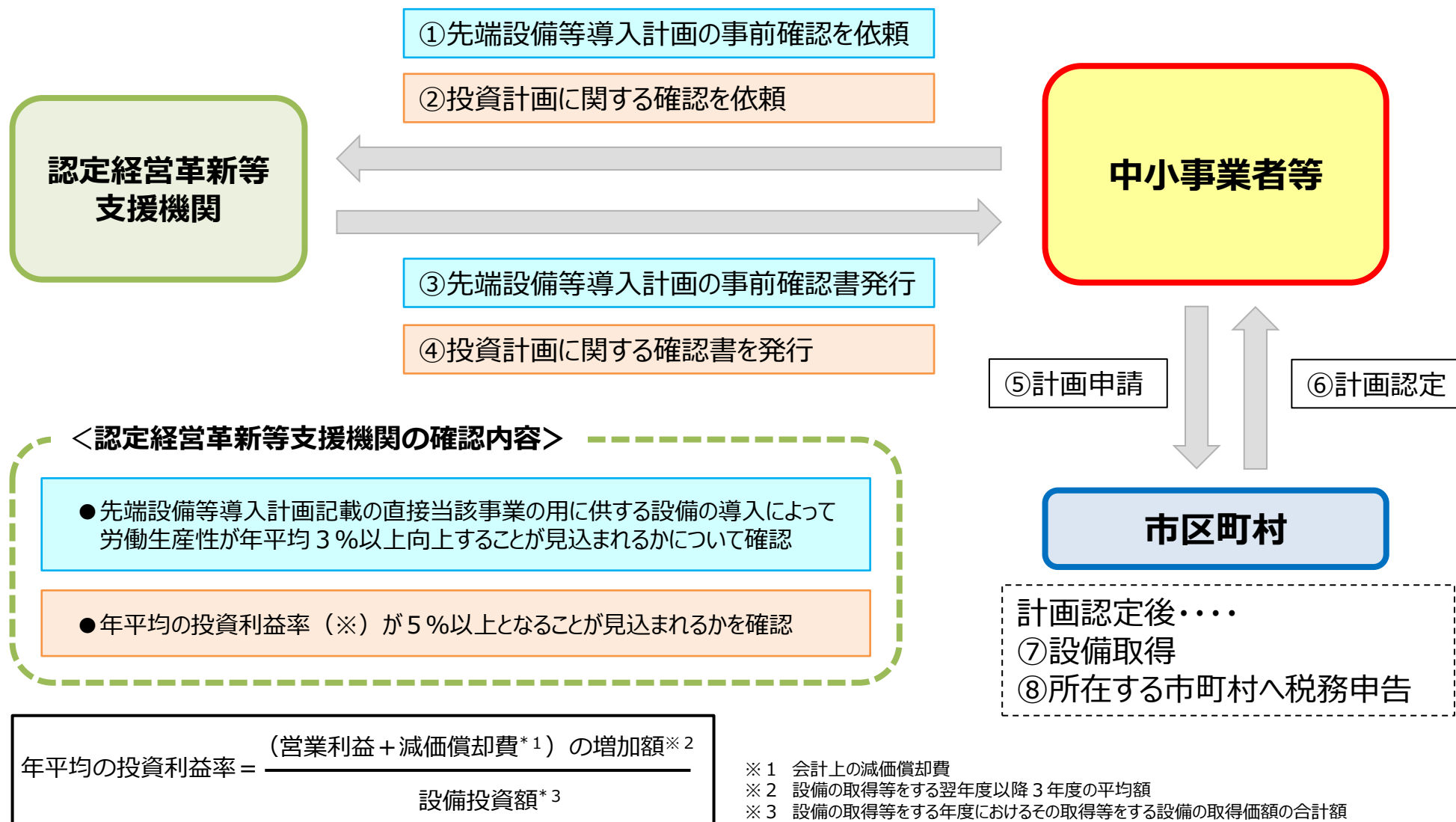
固定資産税の特例について

- 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者	資本金 1 億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）。
対象設備 (※ 1)	雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針に従業員に表明（賃上げ表明）したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率 5 %以上の投資計画に記載された①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】 ① 機械装置（160万円以上） ② 測定工具及び検査工具（30万円以上） ③ 器具備品（30万円以上） ④ 建物附属設備（※ 2）（60万円以上）
その他要件	・ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・ 中古資産でないこと
特例措置	・ 1.5%以上の賃上げ表明されたもの：3年間、課税標準を 1 / 2 に軽減 ・ 3%以上の賃上げ表明されたもの：5年間、課税標準を 1 / 4 に軽減 ※令和9年3月31日までに取得した設備

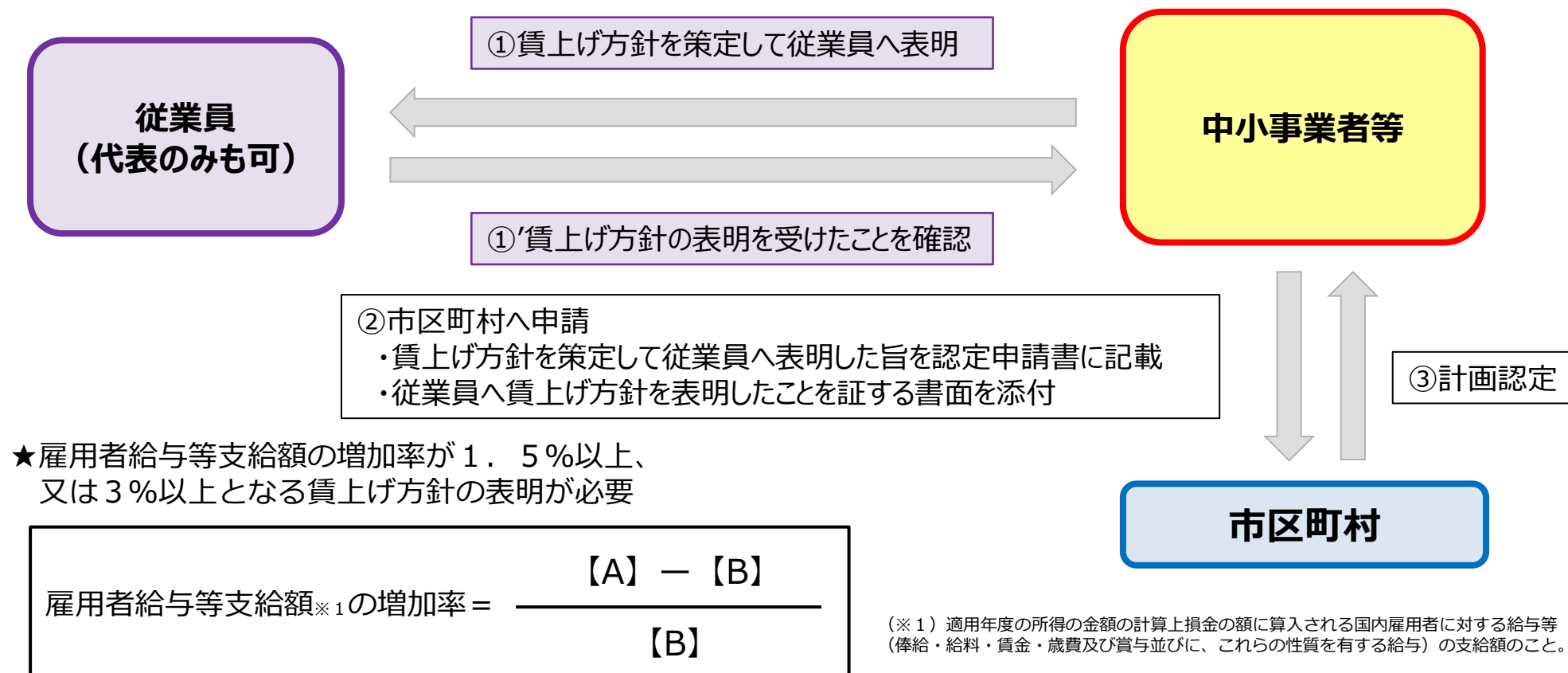
固定資産税の特例について（スキーム図①）

～投資利益の要件について～



固定資産税の特例について（スキーム図②） ～賃上げ方針の表明について～

→ 固定資産税の特例を適用するため、賃上げ方針の表明を計画に位置づける必要があります



★賃上げ方針で用いる計算式（賃上げ方針を変更する場合、以下の「申請日」を「変更計画の申請日」に置き換えて下さい。）

【A】 計画認定の申請日の属する事業年度※2 又は 当該申請日の属する事業年度の翌事業年度 における雇用者給与等支給額

（※2）令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。

【B】 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度 における雇用者給与等支給額

(参考) 設備の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。
- 市区町村に「先端設備等導入計画」を申請する際は、認定経営革新支援機関から発行される「投資計画に関する確認書」も同時に提出する必要があります。（変更申請により設備を追加する場合も同様です。）

○設備取得と計画認定のフロー

